

「道産建築材利用支援」補助審査要領

第1 趣旨

道産建築材利用支援事業取扱要領第4の規定に基づく事業採択に関しては、この要領の定めるところによる。

第2 選考方法

道産建築材利用支援事業を実施する北海道木材産業協同組合連合会が事務局（以下「事務局」という。）となり、申請内容を審査し補助対象者を選定する。

第3 補助対象者の選定

補助対象者の選定にあたっては、道産建築材利用支援事業実施要領の第2の要件を全て満たしているかを審査した後、次に定める優先採択事項に沿って審査・選定を行う。

なお、申請者の申請件数に応じ、別紙により算出した合計得点に次の係数を乗じることとする。

申請件数	1件目～3件目	4件目～6件目	7件以上
係数	1.0	0.5	0.3

非住宅・・・別紙1

第4 追加資料の請求等

審査の課程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがある。

追加資料の請求の際に、指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合は審査の対象とならない場合がある。

別紙 1

＜非住宅＞

優先採択 事項	配点		
	5 点	3 点	1 点
道産木材の 利用量	申請物件における道産木材の利用量が 100m ³ 以上	申請物件における道産木材の利用量が 50m ³ 以上	申請物件における道産木材の利用量が 20m ³ 以上
道産木材の 利用率	申請物件全体に占める道産木材の利用率が 90% 以上 (枠組壁工法の場合は 40%以上)	申請物件全体に占める道産木材の利用率が 70% 以上 90%未満 (枠組壁工法の場合は 35%以上 40%未満)	申請物件全体に占める道産木材の利用率が 50% 以上 70%未満 (枠組壁工法の場合は 30%以上 35%未満)
先進技術の 活用	全国的にも使用事例が少ない木材加工先進技術を活用し、道産木材で製造された構造部材を使用 (例：CLT、コアドライ、高強度集成材)	道内での使用事例が少ない道産木材で製造された構造部材を使用 (例：道産ツーバイ材)	－
森林認証材 の活用	森林認証材を活用	－	－
道産木材の PR 手法	道産木材の PR 効果が特に高い工夫を凝らした PR 方法 (例：申請物件の住宅見学会の開催)	道産木材の PR 効果が高い PR 方法 (例：申請物件の自社ホームページ等での掲載)	－
道産木材の 波及効果	日常的に不特定多数の人が訪れる建物が訪れる建物 (例：商業施設、飲食店)	不特定多数の人が訪れる建物	－
道産木材の 展示効果	道産木材の構造材をあらわして使用し、竣工後も道産木材の利用状況がわかる設計となっている 防火地域等において、道産木材の内外装材を使用する設計となっている	道産木材の内外装材を使用する設計となっている	－
事業の早期 実施	工期が令和 4 年 9 月末までのもの	工期が令和 4 年 1 2 月までのもの	－
「HOKKAIDO WOOD BUILDING」 登録制度の 活用	工事完成後、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録手続きを行う建築物	補助金交付申請時、「HOKKAIDO WOOD」メンバーに登録している	

※配点の基準に該当しない場合は 0 点とする。